

その他の木材・木製品製造業における丸のこ盤を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	11～ 12	昇降盤にて木材のミゾを作る作業中に左手指3本を負傷する。	23	1 ～ 9
1	10～ 11	マルチカットソーで404材のカット作業を開始した際、機材が光電管の不具合と思われる事象で機械が止まった。作業者はマルチカットソーの裏にある光電管が原因と判断し、その光電管2ヶ所を両手人差し指でセンサー前にかざした所、自動運転が起動し、テーブルが上昇した。同時に左手人差し指も挟まれたまま搬送盤に持ち上げられ、機材が動き出し指を切断した。	54	10 ～ 29
1	10～ 11	工場1階でパネルソーを使用し、Φ20の丸棒を15mmにカットしていた際、破材を取ろうとして、手を入れてしまった。その時に刃が出てきて、左手4本（母子・示指・中指・環指）を損傷した。	45	1 ～ 9
1	15～ 16	工場の1階において、昇降盤を使って木の加工中に1.5cm角の木切れが飛んできて、左目に当たり負傷した。	76	—
1	9～ 10	短尺縦継ぎ棟でムラ取り選別中に、ラミナの欠点除去作業をしている時、木端が詰まり除去しようとして刃物に右手が接触してしまい、卓上丸鋸の安全カバーが固着していて降りきらない状態で、且つ、丸鋸が停止する前に手を入れてしまった為、右手親指及び人差し指を創傷した。	29	50 ～ 99
3	11～12	木材切断用機械（昇降盤）で木材加工をしている時、木材の切れ端を不注意にも手で取り除こうとして、手袋がノコギリの歯にあたり、そのまま巻き込まれ負傷した。	66	1 ～ 9

4	14～ 15	工場内で、機械で木材を切る作業をしていたところ、床に落ちた端材を左手で拾い持ち上げる際にクロスカットソーを作動させるボタンに触れ、手前にスライドしてきたノコ刃で左手の甲を切傷した。（作業台下のボタンの配置、形状に問題があった。）	35	30 ～ 49
5	16～ 17	工場内にて横切機を使用中、丸鋸刃に左手人差し指が接触し、縦に切傷した。	52	1 ～ 9
5	2～3	工場で傾斜盤にて板を縦方向に切る作業をしている時に、切り終えたところでローラー部にエアーコンプレッサーをかける際、空いた左手でローラーに手を添えようとしたが、刃の回転が完全に止まっておらず、左手薬指が触れて切れた。	40	10 ～ 29
5	11～ 12	昇降盤で木取中に安全カバーを外していた為、木が引っ掛かった時、木と一緒に手が引き戻されて手が刃物に当たった。	43	30 ～ 49
6	9～ 10	建具工場内で、ガラス入りドアのガラス受け（押さえ）部材を製作するため、加工済みの部材（長さ2m、幅36mm、厚み15mm）を縦割りするため、予め作っておいた治具（長さ1m、幅36mm、厚み20mm）を昇降盤に貼り付けて、その上に2mの加工材を左手で押さえつけ、右手で押し込み、縦に割る作業をし、残り140mm位のところで、右手を押さえ棒に替えるため、右手を離れた時、左手で押さえていた部材が、突然跳ね上がったので、咄嗟に左手で押さえた際、昇降盤の刃（1.3mm）に接触し負傷したものである。	21	50 ～ 99
7	14～15	工場内で材料の切断作業をしている時、卓上電動ノコに材料がくい込まれてしまい、左手の甲部分も少し巻き込まれて負傷してしまった。	44	1 ～ 9
7	14～ 15	工場内で電動ノコギリでメラミン板を切っている際に、木くずを払おうとして左母指を切ってしまった。	70	1 ～ 9
7	11～	本社工場内にて、パネルの角を横切り機械で欠く作業をしていた際、切断時にパネ	43	10 ～

	12	ルを持っていた手が刃物に触れ、左手薬指と小指を負傷した。		29
9	16～17	当社木工部に於いて、昇降盤にて端材ベニヤを切断中、ベニヤが丸のこにつまりキックバック（反発）し、被災者の腹部に激突し、負傷した。パネルソー（ベニヤ切断機）で切断していれば、キックバックする事はなかった。	56	10～29
10	15～16	昇降壁での木材加工（切断）作業中、まだ刃が動いている状態で、右手が軍手ごと昇降盤のフィーダーと壁との隙間約10cmに巻き込まれ、小指以外の四指を切断してしまった。	48	10～29
11	13～14	当日、当社資材置場において、置いてあったALC板（3m×60cm×10cm）を定位置に整理しようと、同僚と2名で持ち上げたところ、板と板の間に、左小指を挟んでしまい受傷したものである。	56	1～9
11	8～9	自社工場で丸鋸使用中に鋸の刃に触れ、右手指先中三本を負傷した。	34	1～9
12	11～12	倉庫において、格子部材を製作中、角棒にかき込みを付ける作業で、角ノミによる加工後に取りきれない部分をガイド付ストレートで取り付けたトリマーで取ろうとした。グローブをしたままで作業をした不安全行動の為に、トリマーの刃にグローブが巻き込まれ、左手にケガをした。又、この場合はトリマーを使用するのではなく、ノミでの手加工が選択されるべきであった。	24	10～29
12	15～16	工場内にて、機械の年末の大掃除をしているときに、鋸の奥にあった木クズを取り除こうと右手を深く差し入れたところ、停止スイッチは入れてあったが、鋸が完全に停止しておらず、右前腕に触れて、切ってしまった。	29	30～49
12	10～11	木材加工工場内で、リップソーという機械で平板（約1000mm×20mm×100～150mm前後）を小割りする作業中に、板を割る途中で止まってしまった。機械を止めずに板を引き抜こうとしたところ、板が抜けてキックバックし、右腹下部を負傷した。	72	10～29

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html